

ローン約款

申込者は、以下の条項を承認の上、申込者が別途記載の販売店（以下「販売店」という）との売買契約・役務提供契約（以下「売買契約等」という）に基づき購入する別途記載の商品、権利又は役務（以下「商品等」という）の現金価格合計から頭金を除いた額（以下「残金」という）について、立替払方式又は提携ローン方式の何れかにより、販売店に支払うことを株式会社オリエントコーポレーション（以下「会社」という）に委任します。但し、立替払方式は、融資金融機関の貸付条件に合わないときに利用するものとします。尚、立替払方式は、下記立替払契約条項及び共通条項の、提携ローン方式は、下記借入委任契約条項、金銭消費貸借契約条項、保証委託契約条項及び共通条項の適用を受けるものとします。

【立替払契約条項】

第1条（立替払委託）

申込者は、会社に対し、残金を会社が申込者に代わって販売店に立替払いすることを委託します。

第2条（支払方法）

申込者は、残金に別途記載の分割払手数料を加算した額を別途記載の支払方法により会社に支払います。

第3条（期限の利益喪失）

(1) 申込者は、次の何れかの事由に該当したとき、又は連帯保証人予定者がb.～e. もしくは(2)b. に該当し会社の要求する担保の提供もしくは連帯保証人の追加に応じないときは、期限の利益を失い、直ちに残債務全額を弁済するものとします。

a. 分割支払金の支払いを遅滞し、会社の20日以上期間の定めのある書面による催告後も支払わないとき。但し、売買契約等が申込者にとって営業のために又は営業としてする取引であるなど割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する取引（以下「適用除外取引」という）については、分割支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。

b. 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき。

c. 差押、仮差押、仮処分申立又は滞納処分を受けたとき。

d. 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立があったとき。

e. 債務の整理・調整に関する申立があったとき。

f. 商品等の譲渡、賃貸、担保提供等会社の所有権を侵害したとき。

(2) 申込者は、次の何れかの事由に該当したとき、又は連帯保証人予定者がc. に該当したときは、会社の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い直ちに残債務全額を弁済するものとします。

a. 本契約上の重大な義務に違反したとき。

b. 本契約以外の契約に基づく債務について期限の利益を喪失するなど信用状態が著しく悪化したとき。

c. 共通条項第5条(1)に規定する暴力団員等もしくは同条(1)各号に該当した場合、もしくは同条(2)各号の何れかに該当する行為をし、又は同条(1)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

第4条（遅延損害金）

(1) 申込者は、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払済に至るまで次の遅延損害金を支払います。

a. 支払方法が翌月 1 回払い以外の取引については、当該分割支払金に対し年 14.6%の割合を乗じた額と分割支払金合計の残金全額に対し商事法定利率を乗じた額の何れか低い額。但し、適用除外取引を除く。

b. 支払方法が翌月 1 回払いの取引及び適用除外取引については、当該分割支払金に対し年 14.6%の割合を乗じた額。

(2) 申込者は、期限の利益を喪失したときは、期限の利益の喪失の日から完済日に至るまで分割支払金合計の残金全額に対し次の年率を乗じた額の遅延損害金を支払います。

a. (1)a. の取引については、商事法定利率。

b. (1)b. の取引については、年 14.6%。

第 5 条（債権譲渡）

申込者及び連帯保証人予定者は、会社が本契約に基づく債権及び権利を会社の資金調達、流動化その他の目的のため、必要に応じ取引金融機関（その関連会社を含む）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含む）又は債権回収会社（以下「金融機関等」という。〔会社ホームページ（<http://www.orico.co.jp>）〕に掲載）に譲渡もしくは担保提供（質権及び譲渡担保の設定を含む）その他の処分をすること、会社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、並びに会社が金融機関等との間で本契約に基づく債権及び権利に関するその他の取引をすることについて予め承諾します。

【借入委任に関する契約条項】

第 1 条（借入委任）

申込者は、金銭消費貸借契約条項の借入要領により、借入先の決定、借入契約の締結並びに借入金の受領及び販売店に対する支払いに関する一切の権限を会社に委任します。

【金銭消費貸借契約条項】

第 1 条（借入要領）

(1) 申込者は、融資金融機関より残金に保証委託手数料を加えた金額（以下「借入金」という）を借受けるものとします。

(2) 申込者は、利息が借入金に対しアドン方式で算出され、借入日から第 1 回約定返済日までの期間は、その日数にかかわらず 1 ヶ月とみなすことに異議ありません。

(3) 申込者は、借入金と利息の合計額が別途記載の分割支払金合計額であることを確認し、別途記載の支払回数、支払方法により支払うものとします。

第 2 条（返済要領）

申込者は、融資金融機関が返済金の請求及び受領に関する一切の権限を会社に委任したことを認め、分割支払金を別途記載の支払方法により支払います。

第 3 条（遅延損害金）

申込者は、分割支払金の返済を遅滞したとき又は期限の利益を喪失したときは、融資金融機関に対し、支払期日の翌日から完済日に至るまで、立替払契約条項第 4 条に定める割合による遅延損害金を支払います。

第 4 条（期限の利益喪失）

(1) 申込者は、立替払契約条項第3条(1)a.～d.の何れかに該当したときは、何ら通知、催告することなく、直ちに期限の利益を失い、直ちに残債務全額を弁済するものとします。この場合において、立替払契約条項第3条(1)a.において「会社」とあるのは「融資金融機関」と読み替えるものとします。

(2) 申込者は、立替払契約条項第3条(1)e.もしくはf.又は立替払契約条項第3条(2)各号の何れかの事由に該当したときは、融資金融機関の請求により期限の利益を失い、直ちに残債務全額を弁済するものとします。

【保証委託契約条項】

第1条（保証委託）

申込者は、融資金融機関から借入金を借入れるにあたり、金銭消費貸借契約に基づき融資金融機関に対して負担する債務（金銭消費貸借契約が解除されたことにより融資金融機関に対して負担する支払債務を含む）の連帯保証を会社に委託します。

第2条（保証委託手数料）

申込者は、会社に対し、会社が融資金融機関より代理受領する借入金から控除する方法にて、保証委託手数料を前払いします。

第3条（保証債務の履行）

会社は、申込者が金銭消費貸借契約に基づく債務の期限の利益を喪失する前であっても、融資金融機関から保証債務の全部又は一部の履行を請求されたときその他相当の事由が生じたときは、申込者に通知、催告することなく、いつでも融資金融機関に対し保証債務の全部又は一部を履行することができるものとします。この場合、申込者は、立替払契約条項第3条(1)(2)に定める事由に該当しない限り、期限の利益を有するものとし、別途記載の分割支払金合計から申込者の出捐額（遅延損害金及び費用充当分は除く。以下同じ）を控除した額を別途記載の通り会社に支払うものとします。

第4条（事前求償権）

会社は、申込者が立替払契約条項第3条(1)(2)に定める事由に該当したときは、申込者に対し、保証債務全額について事前求償権を行使することができます。

第5条（求償権）

(1) 会社が、保証債務を履行したときは、申込者に対して求償権を行使することができます。

(2) 申込者は、金銭消費貸借契約に基づく債務につき期限の利益を喪失したことにより会社が保証債務を履行したときは、別途記載の分割支払金合計から申込者の出捐額を控除した額を会社に支払うものとします。

第6条（遅延損害金）

申込者は、第4条及び第5条に定める求償債務が発生したときは、会社に対し、求償債務発生日の翌日から完済日に至るまで次の遅延損害金を支払います。

a. 支払方法が翌月1回払い以外の取引については、当該求償債務額に対し年14.6%の割合を乗じた額と分割支払金合計より申込者の出捐額を控除した額に対し商事法定利率を乗じた額の何れか低い額。但し、適用除外取引を除く。

b. 支払方法が翌月1回払いの取引及び適用除外取引については、当該求償債務額に対し年14.6%の割合を乗じた額。

【共通事項】

第1条（契約成立時点）

- (1) 借入委任契約、保証委託契約及び立替払契約は、会社が所定の手続きをもって承諾し、販売店に通知した時に成立するものとします。
- (2) 申込者と販売店との売買契約等は、その申込みをし、販売店がこれを承諾した時に成立するものとしますが、その効力は本契約が成立した時から発生します。
- (3) 本契約が不成立となった場合は、売買契約等も本契約の申込時に遡って成立しなかったものとします。

第2条（商品等の引渡し）

商品等は、別途記載の時期に販売店より申込者に引渡されるものとします。

第3条（所有権留保）

申込者は、商品等の所有権が、申込者が会社に対して負担する本契約に基づく債務を担保するため販売店から会社に移転し、当該債務が完済されるまで会社に留保されることを認めるとともに、善良なる管理者の注意をもって商品等を管理し、譲渡、賃貸、担保提供その他会社の所有権を侵害する行為をしません。

第4条（住所の変更・調査等）

- (1) 申込者及び連帯保証人予定者は、会社に届出た住所、氏名、電話番号、勤務先、指定預貯金口座等を変更した場合又は申込者もしくは連帯保証人予定者に係る後見人等が選任された場合は、登記事項証明書等を添付の上、遅滞なく書面をもって会社に通知します。
- (2) 申込者及び連帯保証人予定者は、(1)の通知を怠った場合、会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときは、この限りでないものとします。

第5条（反社会的勢力の排除）

- (1) 申込者及び連帯保証人予定者は、申込者（申込者が法人にあってはその代表者を含む）又は連帯保証人予定者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - a. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - e. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) 申込者又は連帯保証人予定者は、自ら（申込者が法人にあってはその代表者を含む）又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - a. 暴力的な要求行為。

- b. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- d. 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて融資金融機関もしくは会社の信用を毀損し、又は融資金融機関もしくは会社の業務を妨害する行為。
- e. その他前各号に準ずる行為。

(3) 申込者又は連帯保証人予定者が、暴力団員等もしくは(1)各号に該当した場合、もしくは(2)各号の何れかに該当する行為をし、又は(1)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、融資金融機関又は会社は、直ちに金銭消費貸借契約又は立替払契約もしくは保証委託契約を解除することができ、かつ、融資金融機関又は会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、申込者又は連帯保証人予定者は、申込者又は連帯保証人予定者に損害が生じたときでも、融資金融機関又は会社に対し何らの請求をしないものとします。

第6条（収納代行の取扱い）

申込者がコンビニエンスストアの収納代行を利用して分割支払金を支払ったときは、コンビニエンスストアが分割支払金を受領したことにより、会社への支払いがなされたものとします。

第7条（費用負担）

申込者は、次の費用を負担します。

- a. 分割支払金の弁済費用は、実費。
- b. 申込者が支払いを遅滞したことにより、会社が振込用紙の送付、再度口座振替等の再請求手続きを行ったときは、1回につき300円（税別）。
- c. 会社が訪問集金したときは、1回につき1,000円（税別）。
- d. 会社が申込者又は連帯保証人予定者に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用は、実費。
- e. 会社から申込者又は連帯保証人予定者へ返金が発生した場合は、返金手数料として返金方法に応じて500円～800円（税別）。

第8条（商品等の引取り及び評価充当）

- (1) 申込者が期限の利益を喪失したときは、会社は、留保した所有権に基づき商品等を引取ることができるものとします。
- (2) 申込者は、会社が(1)により商品等を引取ったときは、客観的に相当な価格をもって本契約に基づく債務及び商品等の引取り・保管・査定・換価に要する費用の弁済に充当することに同意するものとします。
- (3) 申込者は、商品等の取外費用及び取外し後の原状回復費用を負担するものとします。

第9条（商品の毀損・滅失等）

申込者は、商品が毀損、滅失、盗難等した場合は、遅滞なく会社へ通知するとともに、債務の履行を継続するものとします。尚、会社から請求があったときは、直ちに会社の承認する担保を差し入れ又は保証人を追加します。

第10条（支払停止の抗弁）

- (1) 申込者は、次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、会社又は融資金融機関に対する支払いを停止することができるものとします。
 - a. 商品等の全部又は一部の引渡しもしくは提供がないとき。

- b. 商品等に破損、汚損、故障その他の瑕疵があるとき。
- c. その他商品等の販売又は提供について、販売店に対して生じている事由があるとき。
(2) 会社又は融資金融機関は、申込者が(1)の支払いの停止を会社に申出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。
(3) 申込者は、(2)の申出をするときは、予め上記の事由の解消のため、販売店と交渉を行うよう努めるものとします。
(4) 申込者は、(2)の申出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面（資料がある場合は資料添付のこと）を会社又は融資金融機関に提出するよう努めるものとします。
(5) (1)の規定にかかわらず、次の何れかに該当するときは、申込者は支払いを停止することはできないものとします。
 - a. 売買契約等が適用除外取引に該当するとき。
 - b. 別途記載の支払総額が4万円に満たないとき。
 - c. 割賦販売法に定める指定権利ではないとき。
 - d. 支払方法が翌月1回払いのとき。
 - e. 申込者による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
 - f. (1)a. b. の事由が申込者の責に帰すべきとき。

第11条（早期完済の特約）

申込者は、当初の契約の通りに分割支払金の支払いを履行しかつ約定支払期間の途中で残債務全額を一括して支払ったときは、78分法その他会社所定のそれに準ずる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち会社所定の割合による金額の払戻しを会社に請求できるものとします。

第12条（連帯保証人予定者）

- (1) 連帯保証人予定者は、立替払契約又は保証委託契約から生ずる一切の債務につき、申込者と連帯して履行の責を負い、会社の都合によって担保又は他の保証を変更、解除されても異議ありません。
- (2) 連帯保証人予定者は、連帯保証人予定者が保証債務を履行した場合、代位によって会社から取得した権利は、申込者の会社に対する債務が完済されるまでこれを行使しません。

第13条（本契約の効力）

本契約に基づく申込者及び連帯保証人予定者の全ての債務の弁済がなされたときに、本契約は終了するものとします。

第14条（合意管轄裁判所）

申込者及び連帯保証人予定者は、本契約について融資金融機関又は会社との間で紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、申込者及び連帯保証人予定者の住所地、購入地及び融資金融機関又は会社の本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第15条（カード会員入会申込み）

申込者は、別紙記載の「クレジットカード会員規約の概要」を承認の上、カード会員の入会申込みをするものとします。会社が入会を承認した場合、カードの交付時期、方法等は会社の任意とし、又、入会を承認しない場合も特に通知は行われたいものとします。

株式会社オリエントコーポレーション

相談窓口 お客様相談室

〒102-8503 東京都千代田区麹町 5 丁目 2 番地 1

電話 03-5275-0211